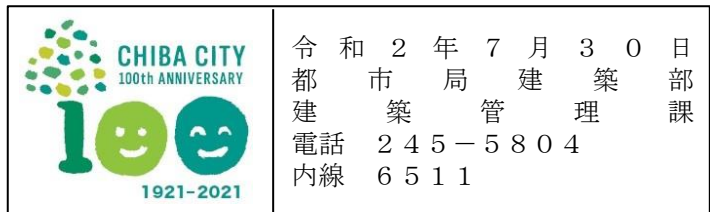




記者発表資料



九都県市同時発表
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

九都県市でエスカレーター事故防止の取組みを行います

～「立ち止まって乗ろうエスカレーター」～

エスカレーターは、駅や商業施設など多くの場所で日常的に利用されていますが、歩いて利用する人も多く、転倒などの事故も発生しています。

本来、エスカレーターは立ち止まって利用することが前提となっていますが、必ずしも守られていません。

そこで、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、エスカレーターの安全な乗り方や事故防止の取組みを実施しますので、お知らせします。

1 取組期間

令和2年8月1日（土）から9月30日（水）まで

2 九都県市の主な取組

各都県市の広報ツールを活用し、エスカレーターの安全利用を周知します。

- (1) 広報紙やデジタルサイネージ等での周知
- (2) CM動画のホームページへの掲載やデジタルサイネージでの放映

3 本市の取組

本市では、平成27年11月に市有エスカレーターの安全利用に関する指針を定め、市有エスカレーターを対象に、安全な利用方法を図示したPRシートをエスカレーターの乗口の床に貼付して喚起を促しています。これに加えて、以下の啓発活動を行います。

- (1) 九都県市で作成した事故防止PRシートを、市有エスカレーター及びモノレール駅舎エスカレーターの乗口周辺に貼付
- (2) 市政だより、建築管理課ホームページ及び市政情報モニターでの周知

4 九都県市の取組に関する問合せ先

九都県市首脳会議首都圏連合協議会
エスカレーターでの事故防止に向けた取組検討会座長
埼玉県県民生活部消費生活課 高杉・佐々木
電話 048-830-2938